

軍民共用	福生市からの質問	<p>●横田飛行場の軍民共用化については、2003年5月の日米首脳会談において、小泉総理とブッシュ米大統領の間で、その実現可能性につき日米間で共同で検討することにつき一致したものである。これを受け、政府関係省庁（内閣官房、外務省、国土交通省、防衛庁、防衛施設庁）と東京都との実務的な協議の場として「連絡会」を設置し、議論を行っている。</p> <p>●このような状況において、横田飛行場については、2002年12月以降行われてきた在日米軍の兵力構成に関する議論の中で、そのあり方について全体として検討がなされるべきであったことから、在日米軍の兵力構成見直しに関する日米協議において、軍民共用化についても取り上げてきた。</p> <p>●去る10月29日に開催された日米安全保障協議委員会（「2+2」）の結果、横田飛行場の「ありべき軍民共同使用のための具体的な条件や態様が、共同使用が横田飛行場の運用上の能力を損なってはならないことに留意しつつ、検討される」とされたことを受けて、日米間で更に具体的な検討を進めていく。</p>
	関連自治体からの質問	<p>●横田飛行場の軍民共用化については、今後具体的な条件、態様に関する検討を進めていくこととしており、その検討状況を踏まえて、計画の作成にあたる考えである。</p>
	軍民共用化については、3月までに作成する計画に検討結果が含まれるのか	<p>●在日米軍の兵力構成は見直しについては、米軍施設・区域所在地の住民の方々の生活に直接影響する問題であることから、地元自治体の理解を得ることが極めて重要であり、政府として説明責任を果たしていくべきものと認識している。</p> <p>●今後、政府としては、最終報告に向け、これまでいただいたご意見を踏まえつつ、日米協議を加速し、早急に具体的内容を詰めるとともに、途中経過については、適宜地元自治体にご説明してまいりたい。</p>
全般	再編は全体パッケージとの事だが、横田基地以外が難航した場合、横田基地だけが先行される可能性があるか	<p>●今回の中間報告においては、役割・任務・能力に関する検討を踏まえつつ、抑止力の維持と地元負担の軽減との観点から在日米軍及び関連する自衛隊の態勢について包括的に行った検討をとりまとめとしてなされたものであり、抑止力の維持と地元負担の軽減につき全体として実現を図るということを「統一的なパッケージ」として表現したものである。これは、全ての案件の実施が関連していることを意味するものではなく、可能なものについて、それぞれの案件について実現を迫っていくこととなる。</p> <p>●具体案については、個々の米軍施設・区域等を抱える地元の理解が得られるよう誠心誠意説明するとともに、検討を深め早急かつ着実な実施を図ってまいりたい。</p>

共同統合運用調整所と航空総隊の移駐による影響	福生市からの質問	<p>●空自航空総隊司令部等の移駐により、横田飛行場を自衛隊と在日米軍が共同で使用する部分については、今後、管理権等について日米間で調整を加速化していく。しかしながら、横田飛行場の大部分は引き続き米軍により管理されることとなる。</p>
	問8 自衛隊と米軍の共用により、基地の管理権はどのようになるか	<p>●在日米軍再編問題について、昨年11月11日の閣議決定において、政府としては「具体的措置の的確かつ迅速な実施を確保するための方策に関し、総合的な観点から必要な措置を講ずることについて検討する。」としており、今後検討していく考えである。</p> <p>●詳細については、今後日米間の調整を加速していく考えであり、現時点で具体的に申し上げる段階にない。今後、米軍との協議の状況について、適宜、地元自治体等にご説明し、ご理解とご協力が得られるよう最大限の努力をしてみたい。</p>
	問9 雇用などの地元住民に対する新たな配慮、地元自治体への財政的配慮はあるか	<p>●我が国の安全の確保に当たっては、防衛力の適切な整備を進め、その維持・運用を図るとともに、日米安全保障体制を堅持し、日米の効果的な協力態勢の構築に努めるなど、その信頼性を向上させて隙のない防衛態勢をとることが重要である。</p> <p>●自衛隊施設及び横田飛行場をはじめとする在日米軍の施設・区域は、我が国に対する弾道ミサイル攻撃をはじめとする攻撃への対処能力・抑止力を維持し、我が国の安全を確保する上での重要な基盤を提供するものである。</p>
	問10 在日米軍と自衛隊との共同運用により横田基地の危険度（ミサイル攻撃、テロなど）は増加するか	<p>●横田飛行場には、現在司令部機能を有する在日米軍司令部、第5空軍司令部のほか、輸送機等の運用が行われている第374空輸航空団が所在している。今後、新たに共同統合運用調整所が設置され、空自航空総隊司令部等が移駐されるが、これによって、米軍横田基地の司令部所在基地としての機能に大幅な変更が起こるとは想定しがたい。</p> <p>●なお、日米地位協定（第2条3）では、米国は施設・区域の必要性を絶えず検討し、施設・区域が協定の目的のため必要でなくなった時は、いつでも、日本国に返還しなければならない旨規定されている。</p>
	問11 基地の縮小、整理、返還は遠のくのか（米軍は、自衛隊に日本を任せる、役割分担の軽減を考えているか）	<p>●共同統合運用調整所の設置に伴い、米側として横田にPAC-3などのミサイル部隊を追加することがあるとは承知していない。</p> <p>●空自航空総隊司令部等の移駐に伴う自衛隊用のゲートの設置、施設整備、基地周辺の道路交通に与える影響などについては、今後日米間の調整を加速し、地元に対しても適宜説明を行っていく考えである。</p> <p>●空自航空総隊司令部等の移駐により横田飛行場を自衛隊と在日米軍が共同で使用することとなる。その場合の具体的な基地警備の方法等については、現時点で具体的に説明する段階ではないが、今後日米間の調整を加速化し、地元に対しても適宜説明を行っていく考えである。</p>
	関連自治体からの質問	<p>共同統合運用調整所の設置に伴い横田基地にPAC-3などのミサイルが配備されるか</p> <p>米第5空軍司令部と航空総隊司令部の併置に伴い、新たなゲートの設置や施設建設、道路整備など、基地の外への影響はあるか</p>
	また、ミサイル防衛が強化された場合、ヘリコプターの巡回警備、検問等が日常的になり、住民が安心して生活ができなくなるおそれはないか	<p>●共同統合運用調整所の設置に伴い、現在の横田基地の米軍の人員、規模に大幅な変動が起こることはないものと承知している。</p> <p>●今回の中間報告においては、二国間の相互運用性を向上させる必要性に従うとともに訓練活動の影響を軽減するとの目標を年頭に、嘉手納飛行場を始めとする米軍航空施設から他の軍用施設への訓練の分散を拡大するとされている。</p> <p>●現時点での訓練の移駐先については、航空自衛隊の飛行場が候補地として考えられており、横田飛行場については想定されていない。</p>
	仮に、横田空域の進入管制を日本側で行うこととなった場合の人員配置の規模は	<p>●横田飛行場へ移駐させるのは、空自航空総隊司令部の他、我が国の防空指揮の観点から、空自航空総隊司令部と併せて置かれるべき機能を有する空自航空総隊隷下の作戦情報隊、防空指揮群が考えられる。移駐に際して、実際に横田飛行場周辺に移転する人員、世帯数、小中学生の人数については、現時点で具体的に申し上げられる段階にないが、今後、適宜、地元自治体等にご説明してまいりたい。</p> <p>（参考）現在、府中に所在する空自航空総隊司令部、作戦情報隊（一部）、防空指揮群の人員は約600名。このうち、営外居住者は約450名、営内居住者は約150名。隊員家族（単身者を除く）のうち、小中学生の人数は、約170名程度。</p> <p>●移駐にあたっては、司令部庁舎、隊舎、宿舎などの関連施設を横田飛行場内に整備する方向で検討を行っているが、建設場所等の詳細は、今後日米間の調整を加速化していく考えであり、現時点で位置、規模等を具体的に申し上げられる段階にはないが、今後、適宜、地元自治体等にご説明してまいりたい。</p>
	問12 府中基地からは通勤圏であるが、職員等の住居の移動どのようになるか	<p>●戸数・住居者数</p> <p>●小中学生の人数</p> <p>●隊員宿舎の建設場所等</p>

介護保険の介護認定を見直し 関合世介護福祉課介護保険係

介護保険制度が、平成18年4月から見直しされることとなりました。介護認定に関する主な変更内容は次のとおりです。

現在の介護保険の要介護認定は、要支援及び要介護1～5までの6段階となっています。

今回の要介護認定に関する見直しは、現行の要介護1の方で、生活機能の改善する可能性が高い方、(心身の状態が安定しない方や認知機能障害等があり、一定の介護が必要な方を除く)を対象に「要支援2」を新設し、現行の要支援(改正後→要支援1)の方と介

護予防を目的に、新予防給付サービスの利用ができます。

介護を必要とする方の申請から要介護認定までの手続きは、今までと変更ありませんが、調査員が行う調査内容、及び主治医意見書の記載内容が一部変わります。特に調査員の調査内容は、今までの調査項目に加え、「日中の生活・外出頻度・社会参加の状況等の変化等」の3つの項目が追加され、主治医意見書とあわせて、要介護認定をすることとなりました。

要介護度と介護認定の流れは下図のとおりです。

